

法同

吾同志凡糸ノスノニ對シテハ履歷書ヲ持參云  
 云トシ其他ノスノニハ道具ヲ受取りニ末ルヘ  
 之等ノ通知アリタルスハ如何ナル理由ナリ  
 ヤ吾々全表ヲ切崩スノ意志ニテスアリシカト  
 詰問シタルニ安堵ハ自分ノ信スル所アリテ糸  
 シタルスノニシテ諸君ノ同志ヲ切崩スノ意思  
 ニハアラスナルス意ニ滿タサレハ勝手タルヘシ  
 ト答ヘタルヲ以テ一同ハ八時卅分退出セリ  
 廿日午後二時職工十七名ハ新聞紙大ノホール  
 紙ニ

自木屋屋業議團  
 洋服技工テス皆様御同情下サイ

ト記載シ双肩ヨリ前後ニ楸テ労働歌ヲ高唱シ

示同

ツ、示威運動ヲ開始シ自木屋屋吳服店前ニ至リ  
 タルヲ以テ治安ヲ害スルノ虞アリト認め所轄  
 警察署ニ於テ論示ノ上ホール紙ヲ任意放棄セ  
 シメタルニ職工等ハ買物ヲ口實ニ同店内ニ入  
 リ一巡シテ四時卅分本部ニ引揚ケタリ  
 廿一、二日両日職工等ハ前日ノ如キ方法ハ半紙  
 大ニテ三人乃至五人ヲ一組トシ日本橋際西  
 川商店前及通りニ下目き人菱漆器店前ニケ  
 新ニ於テ示威運動シ試ミタルニ其他ハ何等運  
 動方法ノ決定シタルスノナク本部ニ集合シテ  
 又雜誌等ニ耽リ居ル外特異ノ言動ナシ

申通報先  
 内相、逓信、為長、  
 社会局長、官、刑事為長、  
 検事長、検事云